

# 郡山市立小原田小学校いじめ防止基本方針

## 【いじめの定義】（推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめ禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童等はない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導主事、及び委員長が必要と認める者（学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係職員等で「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」という）を設置して、本方針に基づく取り組みの実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

なお、重大事態への対応の場合は、必要に応じて外部専門家を加える。

※ 重大事態：いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

（※）年間30日を目安（又は、一定の期間連続して欠席）

### 3 いじめ未然防止の取り組み

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、本校在籍の全児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

#### (1) 自己肯定感を高める指導

- 各学級において「良いこと見つけ」等の取組を行い、児童を「加点方式」で評価する場面を増やす。
- 学級の係活動等で個々に仕事を任せ、その活動を適切に評価することで、集団への所属感を味わわせる。

#### (2) 「わかる授業」づくり

- 児童一人一人が達成感や充実感がもてる「わかる授業」の実践に努める。

#### (3) 道徳教育の充実

- 「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童が持てるように、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて指導する。

#### (4) 体験活動の充実

- 他者とのかかわり、コミュニケーション能力を養う体験的活動を体系的・計画的に実施する。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発運動を行う。

### 4 いじめの早期発見のための取り組み

#### (1) アンケート調査の実施

- いじめを早期に発見するために、毎学期1回、児童に対するアンケートを実施する。

#### (2) 教育相談の実施

- 定期的な教育相談期間を設けて、全児童の保護者を対象とした教育相談を実施する。
- 日常的な相談やアンケート結果をもとにした相談を実施する。

#### (3) 日記や連絡帳の活用

- 日記や連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

#### (4) いじめ防止に関する研修会への参加

- 県教委や市教委等が実施するいじめ防止に関する研修会へ積極的に参加する。

### 5 いじめに対する早期対応

#### 【独自の判断は禁物！ 素早く対応】

- × 「様子を見よう」「悪ふざけだろう」「単なるけんかだろう」「お互い様だから」…などという考えは捨てる。
- ・ 「いじめは絶対に許されないもの」という認識に立って対応する。
- ・ 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」という認識に立って対応する。
- ・ 「いじめられている子どもの側に立つこと」を大前提にして判断する。
- ・ 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、又はいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

【報告書の内容】

○日時 ○場所 ○被害児童 ○加害児童 ○内容・状況等

- (2) 校長は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会へ報告する。

【事実確認の実施内容・方法】

- 被害児童への聞き取り
  - ・ 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
  - ・ いじめられていることを自分から言えない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。
- 加害児童への聞き取り
  - ・ いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。
  - ・ いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的な気持ちを持って聞く。
  - ・ 「いじめは絶対に許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。
- 周辺児童への聞き取り
  - ・ 事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
  - ・ 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
  - ・ 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。
- 両者の保護者に対して
  - ・ 保護者とは直接会って面談を行う。
  - ・ 保護者の立場や心情に十分配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。
  - ・ 保護者の心配していることを明らかにし、終息に向けた今後の見通しを説明する。

- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するために「いじめ防止対策委員会」が中心になって対応を協議し、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。

- (4) 校長は、必要があると認める場合は、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずる恐れがある場合は直ちに警察署に連絡し、適切に援助を求める。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
例えば、○ 児童が自殺を企画した場合  
○ 身体に重大な傷害を負った場合  
○ 金品等に重大な被害を被った場合  
○ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより相当の期間(※)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(※)年間30日を目安(又は、一定の期間連続して欠席)
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### (2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。  
※ 教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。

## 7 その他

- (1) いじめ防止に関する研修会(伝達報告を含む)を年2回開催し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「いじめ防止基本方針」は、毎年見直しを行い、見直しを行ったものを毎年4月にホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 毎月行われる職員会議や生徒指導会議でいじめ等の情報交換を行い、いじめに対する情報共有を図る。

## 【重大事態の対応フロー図】

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査の主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※「いじめ防止対策委員会」が調査組織の母体となる。
- ※関係者の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかりと向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ※希望があれば、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討・実施・検証する。